

第5回 鳥取市市民自治推進委員会 議事概要

1 日 時 平成24年10月19日(金) 14:00～15:30

2 場 所 鳥取市役所本庁舎 4階第4会議室

3 出席者

(1) 委 員 大久保委員長、上田委員、福島委員、四宮委員、今度委員(順不同) 委員出席者 5名

(2) 鳥取市 安本協働推進課長、雁長協働推進課係長、竹内協働推進課主任

(3) 傍聴者 2名

4 議 事

(1) 協議事項

(委員長)

前後するが次回の日程を初めに決めておきたい。欠席委員については事務局で後日確認いただきたい。事務局では16日か22日を検討しているようだが。

16日とする委員多い。とりあえず16日で予定する。

(委員長)

事務局より説明をお願いします。

①自治基本条例の見直しについて

- ・見直しの手法等検討体制について
- ・スケジュールについて

《事務局説明》

(委員長)

スケジュール等について説明を伺った。先ほどの説明でもあったように、3月末での答申を目指して、5回から6回で鋭意審議を行うことになる。また、もう一つの仕事として2年の任期が終了する今年度末に意見書を取りまとめて市長へ提出するという作業も加わってくる。スケジュール的には3月末に向けて審議を行うということであるので覚悟を決めて努力していきたいと思う。審議する過程では、この委員会のみではなく、関係する団体等の意見聴取も必要があればやっていくということが並行してあるので、そのこともイメージしておいていただきたい。

事務局が作成しているスケジュールを確認することでよいか。

(委員)

検討スケジュールだが、委員会としてのスケジュールは月に1回程度やっついていかないとかなり意見も出るであろうし、委員会としても市民自治に関する関係団体の意見も聞かなければならないので最低月に1回のこのスケジュールでよいと思うが、事務局(案)で、この委員会の審議状況を議会の常任委員会へ報告するようになっているが、この考え方や必要性はどういうことなのか。

(事務局)

今の時点では具体的な(案)は持っていない。ただ、審議いただくスケジュールや審議手順を決めていただくなかで、議会の定例会は12月と2月ということになるが、そういうタイミングで、自治推進委員会で審議、ご議論いただいた状況や内容等を、議会の委員会の方に現在の審議状況として報告し、それに対する議会としての意見を聞かせていただくことになるのではないと思う。審議の状況によって定例会の際に、会期中の委員会に合えばそこで、会期をずれば、閉会中でも総務企画委員会が開催される時期もあるので、そういう時期を捉えて、ご議論いただいている状況を報告させていただくことになるだろうと想定したもの。

(委員)

この委員会として審議している項目が一度にまとまるわけではなくて、順次条文の最初から検討するのか手順の問題はあるが、最終的な結論も出ていないのに委員会としての審議状況を、議決機関である議会へ報告するというか、説明しなければならないという必要性がよくわからない。

(事務局)

委員がご指摘される部分もあることは認識している。報告が必要であろうと事務局が捉えているのは、そもそも自治基本条例を制定した際には、議会、行政、市民の三者が一緒になって作り上げた条例であるということから、どこかの段階で議会への報告が必要ではないかということである。ただ、この委員会での議論の方向によって、必ずしも報告が必要かどうかということも内容によっては出てこようかと思う。

(委員)

自治基本条例で4年に1回見直しをするという仕組みになっており、先月市長から見直しの諮問をいただき見直しの審議に入ることなので、そういった位置づけから、見直しの根拠があるので、結論が出なくても審議状況について議会へ報告しておくのがよいと理解しているがそれでよいか。

(委員長)

先ほど事務局からあったように、現行の条例を市民の委員会が素案作成した過程では、委員会の審議内容については、常に議会へ事務局から報告され、それに対する議会の意見が返ってきていた。その際は、そういうものも考慮しながら素案をまとめていったという経緯がある。そのとおりにしなければならないということはないが、今回もかなり重要な課題を抱えているので、この委員会ですっかり論議して、委員会としての考え方がある程度まとめれば、それにつ

いて議会へもフィードバックして意見を聞く場はあるかもしれないが、議会の意見を踏まえて我々の意見書を作るという考えはない。あくまでも何か議会の意見があれば、それも含めて答申案を検討していけばよいと思っている。

(委員長)

それでは、事務局の方で示されたスケジュールのなかで鋭意審議をすることで整理させていただく。

次に、4ページの課題の共有ということで、これは既にこれまでの委員会の中で、みなさんから、条例のなかで見直しが必要だと思われる項目につき意見をいただき、加えて行政サイドの意見も入れて、整理されている。今日は、この項目について個別に議論はできないが、主要なものは概ね網羅されているのではないかと思う。これ以外に問題があれば付け加えていくことになるが、今日は大まかにこの検討課題を確認する程度にとどめたい。

かなり検討項目も上がっているので、見直しが必要ではないという立場には立てないようだが。

(事務局)

審議手順だが、課題の抽出の説明をさせていただき、ご議論をいただく中で、審議手法につき検討いただくことでよいか。

②課題の抽出

- ・課題の共有（検討すべき条項及び事項）について

《事務局説明》

(委員)

3ページを見ると、適宜関係団体等の意見交換とあるので、どの団体に来ていただくかというのは、結局どの条項を見直すかということに関わってくるので、事前にどの条項を見直すかというメリハリづけはすべきであろうと思う。そうすると、特に団体と呼ばなくてもいいような事項は自治推進委員会で検討し、時間がかかるであろう課題を集中的にやっていくというような流れでいけばよいのではないか。大まかな流れとしてはこのようになるのではないか。そういった関係団体というのは現在どれくらい上がってきているのか。適宜探してお呼びいただく場合もあるかもしれないが、ノミネートされている団体ばかりではないかと思うが。つまり、出て聞くことが必要だと思われる団体はだいたいどのあたりが論点なのか。住民投票等か。

(事務局)

事務局としてはそのあたりをあまり深く想定して準備をしていない。委員のご議論のなかで対応させていただくことと思っている。特にいまおっしゃられた住民投票の部分を深くご審議されるタイミングがあって、その関係団体ということになれば、また、どういう団体に声をかけるのかも、事務局が一方的に決めることではないと思うので、ご相談をさせていただきたい。

(委員長)

出ている課題のなかで、例えば第2条の市民の定義についてだが、鳥取市の自治基本条例の

市民の定義のなかでは、永住外国人も含まれていると認識している。しかし、住民投票との関係で論議が集中するのではないかと想定される。

(委員)

外国人の参政権に限っての話であれば、各条項のなかで市民と書くか外国人と書くかという問題でよいと思う。定義のところで議論してしまうと、自治基本条例全体の権利主体者という形になってしまって、その整合性をとるのが大変なことになるので、市民、住民に手をつけるのではなく、各条項のなかで主体を明確に使い分けた方がよいと思う。

(委員長)

現行の条例での市民の定義について、特に論議が必要なのかなという気はしている。これも委員のみなさんで論議して整理すればよいのではないかと考える。このことで他団体の意見を聞く必要はないと思う。ただ、住民投票という論議の中では必要な団体等の意見を聞く場合も出てくる。

(委員)

定義のところで議論するのではなくて、住民投票の中身で、どの方まで参加できるのかという形になる。

そういった議論の方向性を今やってしまって、どなたかにお話しを伺わなければならないなというものを抽出していくという作業ですかね。

(委員長)

その辺が、住民投票に関する取り組み方を工夫しなければならないのかなと考える。

次に、6条の（情報共有の原則）の問題というのは、自治基本条例はまちづくり条例という性質も持っていて、まちづくりということはいわゆる協働によるまちづくりをやるということである。それぞれの主体が、主体性を持ってまちづくりに取り組むということなので、活動団体の情報もオープンにしなければいけない。また、行政の情報もオープンにして情報を共有するという事なので、そのあたりをしっかりと確認していけばよいのではないかと思う。

(委員)

情報共有の概念に何か追加しようというご意見なのか意図がわからないが、従前の内容を確認ということであれば文言そのままでもいいと思う。委員のなかで認識を強めておくということで足りるのかなと思う。

(委員長)

この部分は委員の中で論議すればいいような気もするし、場合によっては実際にまちづくりに携わっている関係団体の意見を聞く場合もあってもいいのかなと思う。

(委員)

基本的には報告であり、あまりここで具体的な話しをしないで、どちらかという団体に来ていただくのは各論的な制度を作るところでのお話しだと思う。ですから、いわゆるまちづく

りをやっていくシステムのところを検討するのであればお伺いすることでよいのではないかと。

(委員長)

例えば、13条のいわゆる公民館を拠点とするということの問題点であれば、関係者の意見を聞く場を設けてもいいということですね。総合計画や情報公開も決められたルールのなかで運用されているので、それを補完する必要があるのか否かという問題であると思う。

そう見てくると、やはり論議の中心は、住民投票をどのように扱うのかが最大の焦点になるのではないかと。

(委員)

意見としては数多く出ているが、やはり関心の高い項目からみれば2～3項目に絞られるのではないかと。そこにしっかりと議論を集中する時間をかけた方がいいのではないかと。また、関係団体の意見を聞くにも、出来るだけ回数を分けずして、関係項目に関する意見を聞かせていただくような進め方が効率的ではないかと。そういった意味で、委員長もおっしゃられたが、第2条の市民定義の扱いなり、第26条の住民投票は市民のみなさんが一番関心のあるところではないかと思う。ある程度関心度が高く、重要課題かなと思われるものをグルーピングして、いったん委員会の中で、関係団体に対して聞くべき意見を集約して、それからそのグルーピングした項目についての意見を関係団体に聞いていくというまとめ方がいいのではないかと。そういった意味では、市役所の執行部の意見を聞くのは後の段階での審議でいいのではないかと。まず重要度が高いと思われる検討項目のグルーピングを選定して議論していった方がいい。

(委員長)

おっしゃられるように委員のなかで十分な論議をして、その論議の中からどうしても関係団体の意見を聞く必要があるという内容が出てくれば、その時点でまとめて1回で意見を聞く場を設ける等工夫をしながら設定すればよいかなと思う。

(委員)

第9条の議会についてはどうですか。

(委員長)

これについては委員のなかからもまだまだご意見があると思う。それらを煮詰めていく過程で議会へのアプローチを考えていくことにしてはどうか。

(委員)

議会をどうするのかというのは、議会のあり方そのものの問題と、住民投票をどうするのかという2つの側面がある。議会基本条例を作るのは議会であり、自律権の範囲なので、あまりこちらで議論する対象にはならないが、他方で住民投票条例については、議会があるべきところを住民投票に丸投げしてしまうことがあっていいのかという側面もあるし、いわゆる住民自治を考えた場合に、今の制度では不十分だと、だから常設型の住民投票制度を作ることが必要な時代なんだという2つの考え方があると思う。そういう議論をしていく中で、やはり議会のあり方というものが議論の対象になると思う。そういう側面からの議論をどこまでこの委員会

でやるのかということなのかと思う。

(委員長)

現在市議会で議員定数の見直し作業をやっている。議会が自ら市民アンケートを実施され、その資料を公開されたが、それを見るとやはり議会に対する市民の不満というか要望がかなり強く出ているものとなっている。議員定数のみではなく議員の日常活動を見ての意見であろうと思うので、そういうことは議員自らが考えなければいけない問題である。

(委員)

そういう意味であまりそちらの方向で自治推進委員会が議論を掘り進めてもどうかなという気はする。最後に議決するのは議会ということはあるが。

(委員長)

身近な例では県民参画条例の方向性も気になる。

(委員)

議論のポイントとしては、議会の活性化の問題と、住民投票でしょうね。

(委員長)

資料にもあるが、危機管理の条文挿入についても、今日的な課題でもあり、十分論議する必要がある。既に危機管理そのものの計画はあるのだが、この自治基本条例でそれを打ち出さなければならぬのかということ論議しておかなければならない。

(委員)

一足飛びの話しかもしれないが、コミュニティの活動のなかに防災を取り込んでいくような、現実はそのままで行っておらず、条例で先取りするわけにはいかないかもしれないが、そういうことも可能であればコミュニティの関係者を呼んで聞いてみるのもいいかもしれない。

(委員長)

検討素材として、全国の自治基本条例の制定市町村は、平成24年9月5日現在で253あるようである。これら市町村の条例の中で、住民投票がどのように扱われているのかということも分析していきたい。そういう検討素材を事務局で整理してもらって、これからの委員の論議に役立てたい。

(委員)

では確認ですが、住民投票、危機管理、コミュニティの3点を主要課題とし、その関係者の話もお聞きしながらこの論議していくということですね。

(委員)

次回からどのように進めていくか、ある程度決めておいたほうがよいのでは。

(委員長)

関係者を呼んでくる前に、委員会で論議していただき、どこが問題なのかを浮き彫りにしていただいて、そのうえでいずれかの団体に意見を聞いた方がよいということになれば、そのような場を設けてもよい。

(委員)

例えば次回は今挙げた3つの課題についてお話しを聞かせていただくところを絞り込んでいくことにしますか。それで分からないところが出てきて、調整のついた団体からお話しをお伺いすることになるのかなと思う。

(委員長)

課題の共有という調書で、様々な意見が出ているので、一つずつ片付けて行かなければいけないという側面もある。

(委員)

いま議論にあがっていない課題については、おそらくは委員会での議論で修正するかしないのかを決めていけばよいと思う。次回もあるので、ほかの委員からこの項目も関係機関の意見を伺いたいということがあればそれはそれで検討するということになるのではないかな。

(委員長)

さきほどあがった3つの大きな課題につきいきなり検討していく、軽重は別にして課題に対する様々な意見が出ているので、やり方を検討していく必要がある。

(委員)

関連して論点が発生する可能性があればその点も考慮しなければならないが、独立して議論できるのであれば前後のどちらかにまとめて議論すればよいと思う。

(委員長)

影響の大きな項目が何点かあったが、それを重要ポイントと位置付けて論議を重ねていくべきではないかと思う。

(委員)

住民投票などは、1回の委員会を全てその議論に充てる等しないと議論できない。

(委員)

市民から見て重大であり関心が高いと思われる項目は2～3項目なので、まずそこから議論に入った方がよいと思う。あといろいろ出ているが、運用面で不安がないようなことであれば意見交換だけで終わって、答申に結びつくことはないように思われる項目もあるように見受けられるので、そういう項目は後回しにした方がいいのではないかな。

(委員長)

では、住民投票の問題から議論を進め、その後、コミュニティや危機管理の問題を議論してはどうか。その他の課題は、項目ごとの論議をする過程で意見を聞きながら進めてはどうか。

(委員)

コミュニティの問題はそんなに議論が分かれるところではないような気がする。

(委員)

あとの項目は委員会での議論のみで、関係団体の意見を聞くような項目ではないと思う。

(委員)

さらなる発展を補償するような文言が入ればいいんでしょうね。

(委員長)

このような意見を持っている方の意見も聞いて議論を進めたい。

(委員)

スケジュール（案）に市民の声等募集とあるが、どのように募集をかけることを考えているのか。

(事務局)

たたき台なので、事務局は詳細については考えていない。イメージとして、後半に持つてくるとスケジュールとして足りないので、市民の声を把握する方法としては前段で意見募集という手法になるのではと想定したもの。

(委員長)

市民の意見を聞くのは審議の過程で判断する。今日の予定は以上であるが、次回からはいちばん大きな課題である住民投票から論議することとしてはどうか。

(事務局)

論点、次回準備資料等の確認

(委員長)

順序として、最大の課題である住民投票、いわゆる市民の定義も含めた住民投票にかかる問題を最初に論議する。2番目は、新たな項目として危機管理を追加する必要があるのか、追加するとすればどのような内容にするのかを論議したい。3番目は、鳥取方式の地区公民館を拠点とした地域コミュニティの現状と課題につき、何か補強や修正をしていく必要があるのかを論議したい。この3つを集中的に論議して、あとの課題についても全て触れてまとめていきたい。

(委員)

関係団体は次回委員会でスケジューリングをするのか。

(委員長)

次回委員会で、住民投票の関連について論議する中で、委員の中から意見聴取先等につきご意見が出れば関係団体に働き掛けていきたい。

(委員)

他の自治体についても知りたい。

(事務局)

自治基本条例を制定している253自治体のなかで、住民投票がどのように扱われているのかも調べられる限り調べて資料にさせていただく。

(委員長)

常設型ではどのようなスタイルの規定がされているのかも参考としたい。

(委員)

どこまで盛り込むかという話ですね。

(委員長)

いきなり盛り込むのではなくて、議論していく中で常設型にすることになればということである。

(委員)

この委員会では、議論の参考として考えていけばいいのでは。そういった意味では、市民の定義、住民投票条例をひとくくりにした議論の上では、関係資料をこの場でもらうのではなくて、あらかじめ委員に送ってもらって、我々も事前に参考資料等まとまる範囲でここに来れば、時間短縮にもなるので願います。

(委員)

常設にするかどうかということは論点になるのか。つまり、非常設型でいくのか常設型でいくのか、常設でいくとしてどこまで盛り込むのかというのが論議の流れだが、この委員会では常設でいくのか。そこもまだはっきりしないんですよ。常設と非常設の議論の分かれ目はどこにあるのかというようなところの資料は出るのか。つまり、非常設にしている自治体もあるわけで、では、なぜその自治体は非常設であって常設ではないのか、その道を選択しなかったのかということも確認しておいた方がいい。

(事務局)

住民投票制度を設けた自治体で、その中にも議論の経過として載っているものもあるので、取り寄せて参考に提供させていただきたい。

(委員)

結局、常設型を選択していないのは、頻繁に発動されることがあってはいけないということですね。そうであれば、要件のところを詰めて議論すれば常設型であっても問題はないのではないかと。

(委員)

資料のまとめ方としては、常設型でも非常設型でもそれを選択している自治体はどのような考え方でそうしたのか、その背景をまとめてもらうことがポイントになる。そのなかで、1つや2つ具体的な自治体が出てくる程度で、考え方を要約してその資料をまとめてほしい。そうした方が、委員も審議しやすいのではないかと。

(委員長)

現状でいいという結論もあり得る。

(委員)

項目が出ているからすべて改正に結びつくわけではない。むしろ運用面で疑問がある項目もあるように思う。

(委員長)

それでは、今日の論議を整理して、欠席された方にもフィードバックをお願いする。

5 閉会 15:30